

婚活サポーター養成講座

高知県では、結婚を望む独身者の婚活をサポートする「婚活サポーター」の養成講座を開催します。

県内の成人男女で養成講座を受講し、ボランティアで活動することやホームページ等で氏名や連絡先を公表することに同意いただける方を「婚活サポーター」として登録します。

現在県内で53人のサポーターが活動中です。入場は無料ですので、お気軽に養成講座を受講してください。

日時：8月21日（日）13時30分～

場所：高知会館（高知市本町）

申し込み方法

ハガキ・電話・FAX・メールで、住所・氏名（ふりがな）・年齢・職業を明記のうえ、高知県地域福祉部少子対策課までお申し込みください。

申し込み・問い合わせ

高知県地域福祉部少子対策課

〒780-8570

高知市丸ノ内1-2-20

☎088-823-9717

FAX 088-823-9658

E-Mail 060501@ken.pref.kochi.lg.jp

◎その他詳細は、市町村役場等で配布しているチラシをご覧ください。

子育て応援川柳募集集中!

高知県は「県民一人一人ができることから子育てを応援する行動に一步踏み出そう!」と呼びかける子育て応援の「呼びかけ7カ条」に関連する川柳を募集します。

入賞作品には協賛企業からの副賞を進呈。また、そのうち最優秀など4作品は子育て応援キャンペーンのテレビ・ラジオのCMやポスターなどに使用します。どしどしご応募ください。

応募期間：9月11日（日）当日消印有効

テーマ（呼びかけ7カ条）

- ①抱っこしたり、話したり、子どもとふれあう時間をみつけましょう。
- ②家事や育児は家族で協力しましょう。
- ③家族そろって食事をしましょう。
- ④近所の子どもを見かけたら、声をかけ、あいさつしましょう。
- ⑤電車やバスでは、乳幼児を連れた方や妊婦さんに、席をゆずりましょう。
- ⑥子育て中の部下や同僚が気兼ねなく退社できるよう、声をかけましょう。
- ⑦子どもの急病などのとき、休みやすい雰囲気づくりをしましょう。

申し込み・問い合わせ

㈱高知広告センター内子育て応援川柳募集事務局

☎088-885-1120

専用ホームページ

<http://www.kochikc.co.jp/kosodatesenryu>

森林環境税地域座談会開催のお知らせ

高知県では、平成15年度に全国で初めて森林環境税を導入し、森林環境の保全をはじめ、県民参加による森づくり活動や、森林環境教育、シカ被害対策などに同税を活用しています。

その森林環境税の課税期間が平成24年度末で満了することから、今後の森林環境税のあり方について、県民の皆さまと共に考える座談会を開催します。

座談会では、地域で活躍されている県民の方々による意見交換会やワークショップを行います。当日は、一般参加の方も自由に傍聴ができますので、ぜひご来場ください。

中央西ブロック森林環境税地域座談会

日時：9月2日（金）18時30分～

場所：高知県伊野合同庁舎

内容

- 第一部 森林環境税のこれまでの取り組み紹介
- 第二部 地域で活躍されている県民の方々との意見交換会
- 第三部 地域で活躍されている県民の方々を交えたワークショップ

問い合わせ

高知県林業振興・環境部林業環境政策課

☎088-821-4586



高知県では、視覚障害のある方にパソコンの操作方法を指導できるパソコンボランティアの養成講座（受講料無料）を開催します。

日時

9月24日（土）・25日（日）
9時30分から17時

会場

高知市障害者福祉センター3階
（高知市旭町2丁目21―6）

対象者

Windowsの基本的な操作方法、インターネットの利用方法が分かる十八歳以上の社会人の方

定員

10人（申し込み多数の場合は選考）

申込期間

9月1日（木）から
9月14日（水）まで

申し込み方法

住所、氏名、年齢、電話番号、お使いのパソコンのOSの種類を記入し、電子メールで申し込んでください。

申し込み・問い合わせ

特定非営利活動法人フリースペース・ビーネット

☎ 090・7787・9076

メール be-net@be-net.net

届きましたか？新しい被保険者証(保険証)

後期高齢者医療制度に加入されている方は、平成23年8月1日から被保険者証が茶色に変わりました。有効期限は平成24年7月31日までとなります。

限度額適用・標準負担額減額認定証も変わりました

平成22年度中に認定されていた方で、23年度も市町村民税が非課税の世帯に属する方には、被保険者証と一緒に送らせていただいています。

これから入院を予定されている方で、まだ申請をされていない方は、お早目の手続きをお勧めします。認定証の交付を受けると、入院時の支払いが自己負担限度額になり、食事代も下表のとおり軽減されます。

区 分			負担額(1食あたり)
現役並み所得者・一般の方			260円
市町村民税が非課税の世帯に属する方	低所得者Ⅱの方	入院90日まで	210円
		入院91日目から	160円
	低所得者Ⅰの方		100円

申請に必要なもの：被保険者証、認め印

問い合わせ：仁淀川町役場町民課 ☎ 35-1088

池川総合支所住民課 ☎ 34-2111

仁淀総合支所住民課 ☎ 32-1111

◎後期高齢者医療制度の加入者とは、75歳以上の方と、65歳以上75歳未満の方で一定以上の障害があり、申請により認められた方です。

ご寄付のお礼

◇広報寄付金

西岡 弘 様（いの町）

片岡 義友様（東久留米市）

片岡 美義様（越知町）

田村 明紀様（高知市）

ご芳志をありがとうございます。し、広報発行に有意義に活用させていただきます。

ありがとうございます。

仁淀川町役場

◇社会福祉協議会

岡本今朝道様（見ノ越）

ご芳志をありがとうございます。し、社会福祉事業に役立たせていただきます。

ありがとうございます。

仁淀川町社会福祉協議会



